【アメリカ】

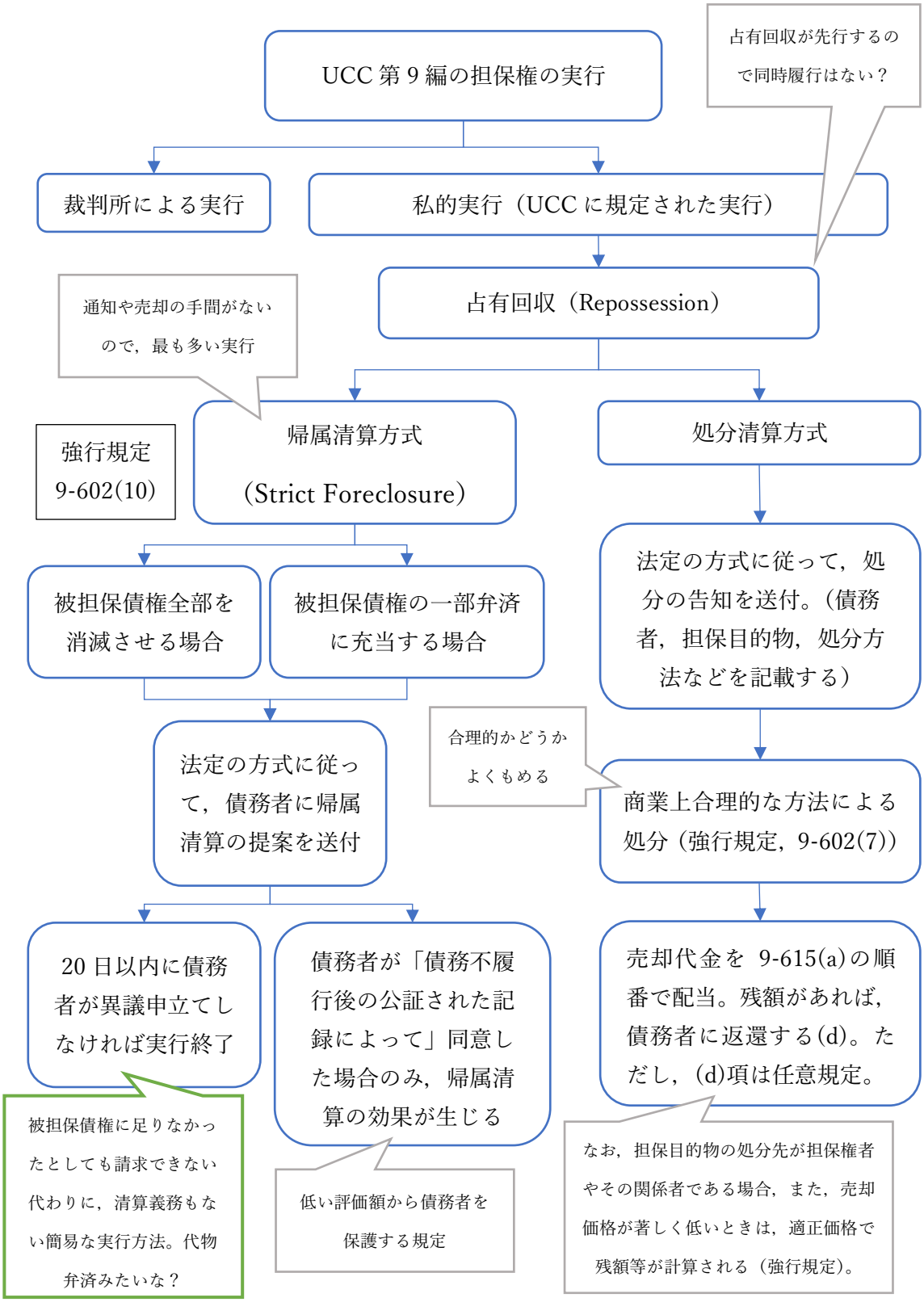
UCC 第 9 編の担保権の実行
占有回収が先行するので同時履行はない？
裁判所による実行
私的実行（UCC に規定された実行）
占有回収（Repossession）
通知や売却の手間がないので，最も多い実行
強行規定 9-602(10)
帰属清算方式 (Strict Foreclosure)
処分清算方式
被担保債権全部を消滅させる場合
被担保債権の一部弁済に充当する場合
法定の方式に従って，処分の告知を送付。（債務者，担保目的物，処分方法などを記載する）
合理的かどうかよくもめる
法定の方式に従って，債務者に帰属清算の提案を送付
商業上合理的な方法による処分（強行規定，9-602(7)）
20 日以内に債務者が異議申立てしなければ実行終了
債務者が「債務不履行後の公証された記録によって」同意した場合のみ，帰属清算の効果が生じる
売却代金を 9-615(a)の順番で配当。残額があれば，債務者に返還する(d)。ただし，(d)項は任意規定。
被担保債権に足りなかったとしても請求できない代わりに，清算義務もない簡易な実行方法。代物弁済みたいな？
低い評価額から債務者を保護する規定
なお，担保目的物の処分先が担保権者やその関係者である場合，また，売却価格が著しく低いときは，適正価格で残額等が計算される（強行規定）。

【フランス】

非占有質の実行

民事執行手続
（2346 条）

民事執行法へ
① 強制売却＝競売
→ 配当手続

② 任意売却？
→ 債務者による
売却・弁済
（債権者が，売却価格が不十分であることを証明した場合は，競売に移行）

裁判所による帰属
（2347 条）

裁判所の命令により，目的物の所有権を質権者に帰属させる制度

① 物の価額＜被担保債権額
→ 特になし

② 物の価額＞被担保債権額
→ 差額が債務者に返還される
他の質権者がいる場合には供託
（同時履行かは不明）

流質契約
（2348 条）

2006 年改正により有効性が認められた

① 財産の公定価格がある場合
→ それによる

② ない場合
↓
当事者の合意 or 裁判所の選定
↓
鑑定人を任命
↓
所有権移転時を基準として鑑定
↓
残額は，債務者 or 他の質権者へ

どのルートを行っても，目的物の適正評価が担保され，担保権者のもらいすぎも防止されている。でも，全体的に実行手続が重そう。